

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 発 」 第 3 号  
2 0 1 8 年 4 月 1 9 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 清水 厚真 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「組合員、多田一夫氏の年休申請」に関する団体交渉開催の申し入れ

3月31日、関西新幹線サービック鳥飼事業所に出向中の多田組合員が親戚の葬儀参列のため、4月2日の年休申請をサービック会社夜勤当直の川野氏にしました。しかし、年休処理をめぐって勤務担当者や複数の管理者による異なる対応と、この間のサービック会社と組合の団交で確認された内容が反故にされる事態が発生しました。

よって、下記の内容で申し入れをするので早急に団体交渉の開催をお願い致します。

記

1. 4月2日の勤務認証を「年休」とすると4月14日に鳴戸科長より多田組合員に連絡がありました。再三、多田組合員は勤務認証の確認を求めていたにもかかわらず、勤務認証に時間がかかった理由を明らかにすること。
2. サービック会社が3月31日に多田組合員から年休申請の連絡を受けてから、4月14日に多田組合員へ勤務処理の結果を連絡するまで、年休処理に関わった全ての社員、管理者の言動を具体的に時系列で説明すること。
3. 4月1日、小林係長が多田組合員に「48時間以内になり、私事になる。証明するものが要ります。」との対応を行った根拠を明らかにすること。
4. 4月1日の小林係長の対応と、4月3日の市川係長の対応が異なる事態が発生しました。異なった原因を明らかにすること。
5. 今回の多田組合員による年休申請に関する鳴戸科長、河本科長、小林係長とのやり取りで、「48時間以内の話し」や「証明書が要る」との決まりは「サービックのルールであり昔から決まってる」と説明しました。サービック会社にあるルールを具体的に説明すること。

6. 過去三回に渡るサービック会社との団交で、出向組合員の苦情や異動に関する対応については、サービック会社は「書面を出して頂きたい」「個人で提出するものであるので検討する」と回答しました。今回、多田組合員は年休申請に関して太刀川所長宛に書面をFAXし郵送しました。太刀川所長は書面を検討されたのか明らかにすること。仮に検討したなら本人に回答した内容を明らかにすること。
7. 年休処理に関して太刀川所長は多田組合員へ謝罪すること。謝罪内容は職場の一般掲示板に掲出すること。

以上